

令和元年第4回豊頃町議会定例会会議録（第2号）

令和元年12月18日（水曜日）

◎議事日程

| | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 一般質問 |
| 日程第 3 | 選挙第5号 豊頃町選挙管理委員の選挙 |
| 日程第 4 | 選挙第6号 豊頃町選挙管理委員補充員の選挙 |
| 日程第 5 | 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出 (議会運営委員会及び各常任委員会) |
| 日程第 6 | 会期中の閉会 |

◎出席議員（9名）

| | |
|-------------|--------------|
| 1番 石田 貢 君 | 2番 小笠原 茂 人 君 |
| 3番 坂口 尚 示 君 | 4番 岩 井 明 君 |
| 5番 杉野 好 行 君 | 6番 大 崎 英 樹 君 |
| 7番 大谷 友 則 君 | 8番 中 村 純 也 君 |
| 9番 藤田 博 規 君 | |

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|---------------|-----------|
| 町 長 | 宮 口 孝 君 |
| 副 町 長 | 菅 原 裕 一 君 |
| 教 育 長 | 山 本 芳 博 君 |
| 農 業 委 員 会 長 | 井 下 睦 男 君 |
| 代 表 監 査 委 員 | 山 口 浩 司 君 |
| 総 務 課 長 | 下 重 博 光 君 |
| 企 画 課 長 | 山 田 良 則 君 |
| 住 民 課 長 | 佐 藤 則 仁 君 |
| 福 祉 課 長 | 千 葉 孝 二 君 |
| 子 育 て 支 援 所 長 | 廣 澤 行 位 君 |
| 産 業 課 長 | 神 義 宏 君 |
| 商 工 観 光 課 長 | 岩 城 光 洋 君 |

| | |
|-------------------|-------------|
| 施 設 課 長 | 越 谷 光 裕 君 |
| 会 計 管 理 者 | 熊 谷 雅 美 君 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 渡 辺 良 英 君 |
| 教 育 委 員 会 教 育 課 長 | 二 村 比 呂 志 君 |
| 消 防 署 長 | 波 多 野 明 君 |

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

| | |
|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 中 川 直 幸 君 |
| 庶 務 係 長 | 沢 崎 真 司 君 |

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番大谷友則議員及び8番中村純也議員を指名します。

◎ 一般質問

- 藤田議長 日程第2 一般質問を行います。
通告順により、1項目ごとに発言を許します。
通告順番1、4番岩井明議員。
- 4番岩井議員 2項目について質問させていただきます。
初めに、加齢性難聴者の補聴器購入助成についてお伺いいたします。
大学の教授で神崎仁国際医療福祉大教授の著書によりますと、高齢者は70歳代の男性の23.7%、女性では10.6%、80歳代では男性は36.5%、女性は28.8%の人が難聴者となっていると言われております。原因は動脈硬化による血流障害が原因とされておりますけれども、さらにストレス、睡眠不足、騒音、運動不足などが挙げられております。
難聴になると、家族や友人との会話が少なくなり、会合出席や外出の機会が減り、コミュニケーション障害が起こるとされております。
厚生労働省は、平成24年3月の介護予防マニュアル改定版でも、高齢者の引きこもり原因の要因の一つに聴力の低下を挙げて、その対策を求めています。
日本補聴器工業会の推計では、難聴者の14.4%しか補聴器をつけていないという実態であり、その理由の一つは補聴器の価格の問題で、補聴器の価格は3万円くらいから30万円以上のももあり、平均で15万円と価格が高すぎるとの声が上がっております。
以上の点から、本町としての補聴器購入に対する助成等の対策についてお伺いいたします。
- 藤田議長 宮口町長。
- 宮口町長 答弁を申し上げます。

補聴器に対する助成につきましては、障害者総合支援法に基づき、補装具費支給制度により、購入等に要する費用の一部が支給されているところであります。この制度につきましては、一般的に高度難聴レベルの方が対象となり、それ以外の中程度以下の難聴者には対象にならない状況にあります。

現在、道内の自治体でも補装具費支給制度の対象とならない中程度以下の難聴者に対し、独自の助成制度を設けているところもあります。難聴は御指摘のとおり、高齢者の日常生活に不便をもたらす原因ともなっており、補聴器の普及は高齢者のコミュニケーションを向上させ、認知症の予防にもつながるものと認識しております。

議員御指摘のとおり、補聴器につきましては安いものから高いものの開きがあり、多種多様でございます。今後は、難聴の方々の意向を聞きながら、前向きに検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 関連性がありますのでお伺いいたしますけれども、児童の場合は中程度の難聴であっても、市町村が実施主体となる補聴器購入時の補助制度があると認識するところがございますけれども、質問事項にはありませんが、わかる範囲で本町の対応をお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 現在、本町では独自で補助はしておりませんが、先ほど議員が御指摘のとおり、非常に安いものから高いもの、特に最近では、その人によってオーダーでつく関係上、ある方に聞きましたら、両方合わせると大体60万円から80万円くらいというようなお話も聞いておりますし、さらに耐用年数も3年、5年をたちますと、体調もそれぞれ進みますので、またオーダーになるというような形もなろうかと思っております。

現在、70歳以上は私どもで約1,000人弱おりますが、個々の調査を取っておりませんが、相当、難聴の方もいらっしゃるというふうに伺っております。それぞれ自分で対応しておりますが、果たして安いもので間に合うのか。また、単なる会話等では安くても結構間に合うかなと思っておりますけれども、ただ、安いものについてはオーダーではありませんので合う合わない、さらにまた空気が入った場合について雑音となったり、非常にこの難聴に対する補聴器は難しい問題もあろうかと思っております。

ただ、ある程度、限度を決めて支給されても、相当、今、高額のものを買っておりますので、高額に対する支給となると、相当財源的にも負担がかかりますので、今後、担当者と十分協議をしながら、さらに70歳以上、約1,000名近い方々の、

一人一人情報を聞くわけにはいきませんが、十分把握しながら対処していきたいというふうに考えております。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 まとめたいと思いますけれども、聴力が規定以下で、身体障害者の認定を受けた場合は、障害者総合支援法によって補聴器購入時に補助を受けることができますけれども、認定される規定聴力は高度難聴レベルなので、軽度、中等度の難聴では、障害者と認定されません。補聴器は保険適用ではなく、全額負担となります。身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者であるこの高度、重度難聴の場合は、支給制度によって1割負担。中等度以下の場合は、購入後に医療費の控除を受けられるものの、その対象者はわずかであって、約9割は自費で購入しているところから、特に低所得者に対する配慮が求められるところであります。多くはありませんけれども、障害者手帳を持たない高齢者の補聴器購入の助成制度を実施している自治体も、今、町長が言われたとおりあります。

補聴器のさらなる普及は、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるとの観点から、この観点からも補聴器購入時の助成制度の確立を強く要望するものであります。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 先ほども申し上げましたとおり、障害者としての補聴器の場合は、相当それぞれ医療機関等で審査を受けるし、さらに国の補助等についても非常にその金額は少額でございます。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、安いものについては一時的な会話、また一時的な書類作成等については役に立ちますけれども、通常の生活に常時使うことになると、相当、高額なものが皆さん使っていらっしゃいます。

したがって、高額なものの補助についても、ある程度、限度をもって補助をした場合について、相当な数になるかと思えますし、先ほど言いましたとおり、ある程度、調査をしながら、それなりに該当者に考え方を聞きながら、先ほども言いましたとおり、何らかの形でやっぱり助成に向けて努力をしていきたいというふうに考えております。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 どうぞよろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

率直に伺いますけれども、2018年3月26日付の全国紙で「重いランドセル、中身ふえ平均7キロ。小学1年肩凝る」、このように報じたことから問題になってお

ります。

文部科学省は、児童生徒の通学時のランドセルやかばんの重量負担が、児童生徒の発達に影響を及ぼしかねないとする保護者からの懸念を受け、負担軽減の工夫例を紹介するなど、適切な配慮を求める通知を行っているが、本町の教育行政としての対応をお伺いいたします。

●藤田議長 山本教育長。

●山本教育長 御答弁申し上げたいと思います。

今、議員からの御質問のとおり、平成30年の9月に文部科学省から同内容の通知が北海道教育庁にも通知されておりました、その内容に沿いまして、児童生徒の携行品に係る配慮についての通知を受け、速やかに各学校長宛てに御連絡を差し上げ、児童生徒の携行品に係る工夫例も含めて、配慮いただくよう通知をさせていただいているところでございます。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 この問題は、このような通知は出してありますけれども、文部科学省自体は詳細については全く触れておりません。

それで、今、教育長が言われたとおり、一応通知は出していると言われますけれども、本町におきましてはバス通学が多いものですから、直接児童にそれほど影響はないというふうに考えるところでもありますけれども、一応の対応というのは考えなければいけないと思います。

それで、詳細について、対応どのように考えているのかお伺いいたします。

●藤田議長 山本教育長。

●山本教育長 お答えを申し上げたいと思います。

各学校に、この内容について御質問いただいた以降、確認をさせていただいておりますが、保護者等からの特に配慮を求めるような声は各学校には寄せられていないということでございますが、以前から各学校において、習慣的に利用頻度が極めて少ないような教材、教具については、各クラスの整理棚等にそれぞれ児童生徒、置いていただいておりますので、持ち帰り等については長期休業期間中等については、それぞれ御家庭に分割しながら持ち帰っていただくような対応をとっておりますし、大きな教材等については、使用后、家庭に引き取っていただく際には、保護者の方に学校に取りに行ってくださいよう御連絡をし、協力をいただきながら、児童生徒になるべく負担のかからないような対策が講じられているかというふうに認識しております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

● 4 番岩井議員 以上で質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

● 藤田議長 一般質問を続けます。

通告順番 2、5 番杉野好行議員。

● 5 番杉野議員 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、過日の総務文教常任委員会の所管事務調査の折、私の言葉足らずで、この議場におられる関係各位、また同僚議員に大変御迷惑をおかけしたということについて、おわびを申し上げますとともに、今後は自分を戒めながら、十分な職責を果たしてまいりたいというふうに思っているところであります。

その中で、私が言葉足らずと申し上げましたけれども、先日、国際学力調査等が出ました。我が日本国は数学、科学についてはある程度の学力を有しているというふうに調査結果が出ましたけれども、こと読解力については、各先進国から見るとかなり下位の位置になっている。しゃべるほうも言葉足らずであるかもしれないけれども、言葉を理解する力が衰えてきているというようなことが結果として出ております。

そういう中で、読解力とは何ぞやというふうに考えますときに、日々の訓練がなければ、なかなか身につかないということがあるようでございます。この読解力、日々の訓練、なかなか難しいものがあるかもしれませんが、我が町の学校教育の中で、また過日、文部科学大臣が物事を読み、判断して答えを出す大学試験を一旦凍結というようなことは、要するに読解力を求める教育が、地道になされていないというようなことがあるのかなという思いがしております。

そういう中で、この質問内容の中で、文部科学省が出してきている詰め込み教育の部分もあれば、それ以外の地域社会と家庭と学校を結びつけるコミュニティ・スクールなるものを法制化し、それによって各自治体の学校現場で、かなりの負担感を感じているのではないのかなという思いが、過日の総文の所管事務調査の中で感じられましたので、本町ではどのようにこれらに取り組み、学校の負担をどのように軽減しようとしているのか、まずは質問させていただきます。

● 藤田議長 山本教育長。

● 山本教育長 御答弁申し上げたいと思います。

今、議員御指摘のとおり学校運営協議会制度につきましては、本年4月1日より本町も制度化し、取り組みを開始しているところでございます。

内容につきましては、豊頃町全体で学校運営協議会をつくりまして、その下部に、各学校に部会を設置しながら、運営協議会を進めているところでございます。全体では、各小学校関係も含めまして、20名の委員の皆さんで構成させていただいていま

す。現在まで、全員の委員会の会議を2回、それから各学校部会をそれぞれ1回ずつ開催し、児童生徒の課題、各学校の課題、本町の児童生徒が将来どうあるべきかを話し合い、次年度に向けた活動的なアクションプランの策定に向けて、会議を進めているところでございます。

また、学校運営協議会の役割としましては、学校長が作成する学校運営の基本方針の承認等も行っているところでございまして、学校側の負担増という点につきましては、この制度が子どもたちの教育を学校だけでなく、地域住民が学校経営に協働し、地域全体で行おうとしている制度運営でございまして。今まで教職員が行ってきたことを、地域住民が一部でも担っていただいたりすることで、この制度が十分、充実し、学校の負担軽減につながるものと考えております。そのため、現在、会議を重ねており、将来的には学校の応援団をつくりながら、学校運営を地域全体で見守り、育てていくという考え方で進んでいるところでございます。

以上です。

●藤田議長 杉野議員。

●5番杉野議員 まだ学校運営協議会、始まったばかりであるので、今のところは、この会議を進めながら、学校の運営負担を軽減していく考えだというふうに理解いたしましたけれども、待たないですね。会議会議で進めていっても、子どもたちは1年1年成長していくわけで、応援団をつくって、こういうふうにしていきたいというふうな教育長の御答弁でありますけれども、トップダウンで文部科学省から、法律で決めたからこういうふうにしなさいというマニュアルができ上がっているのですね。コミュニティ・スクール、学校運営協議会制度。さまざまなことが書かれていて、非常に細かいところまで詰められてはいると思いますけれども、その自治体自治体に応じた対応というものは、それぞれが考えていかなければならないというふうに思いますけれども。

今、20名ほどの協議会の委員さんがおられるということではありますが、個人個人の情報でありますから、詳しくはお聞きしませんけれども、どのような団体の方からどのくらい、どのような関係からどのくらいの数字がありましたら教えていただきたいと思っております。

●藤田議長 山本教育長。

●山本教育長 委員構成でございまして、それぞれ各学校の学校長からの御推薦等をいただきながら、委員構成をさせていただいているところでございまして、今までの学校評議員でなられた方も一部入っていたり、行政区の区長さんという立場で、学校のほうから推薦をいただいたりする方も入っていたりしていますし、多様な地域の方々の、単にPTAというだけではなくて、多様な地域の方々の御推薦をいただきな

がら、全体の構成になっているかというふうに思います。

●藤田議長 杉野議員。

●5番杉野議員 学校の中での運営等々について、詳しく私は知るわけではありませんけれども、もう30年以上になるかと思いますが、ちょうど豊頃が大根が盛んになり始めたころ、当時の茂岩小学校の校長先生から大根のことについて教えてほしいというふうに言われた覚えがございます。私の農場に来て大根を抜き、大根の歴史何たるかをお話しした覚えがございます。これは、私自身も目からうろこで、そのように聞かれたら何一つ知っていることがないなという思いの中で、必死に大根に関する資料、本などを読みあさった思いがございます。

協議会メンバーの皆さんも、何を目的として、ここの会に、会議に来ているのかという目的意識を持っていたかなければ、学校長から推薦されたとはいえ、学校運営の何たるかを話し合う場には実を生まないというふうな思いでおりますけれども、現段階で、学校教育の中で、地域の方たちと何かの取り組みをしながら、教育現場でそういうことが進められているのか。進められているとすれば、その協議会の中で、それが議題に上って、どこどこではこういうふうなことをやっているというようなことが、煮詰められていくこと自体が大切だというふうに私は思いますけれどもいかがでしょうか。

●藤田議長 山本教育長。

●山本教育長 御答弁申し上げます。

今日までも、各学校のPTAはもちろんでございますが、関係各位、JA青年部さんですとか女性部さん、さらには漁業の関係ではサケの放流事業等々、それぞれ地域の皆さんの御協力をいただきながら、ふるさと教育等については十分進めてきていることは周知のところであるというふうに思っておりますし、また町内における産業関係につきましても、それぞれ中学2年生ですか、キャリア教育ということで職業体験活動等も、各事業主さんの御協力をいただきながら進めているのも事実でございます。

そういうようなことを、もっと幅広く形成していこうということで、それぞれ委員さんにお集りをいただいて、今後さらにそういうものが充実、発展するような方向性を見出していこうということで、学校運営協議会制度がつくられているというふうに考えておりますので、そういう意味では今後ともそういう学校を支援する方向性、あるいは学校が今、何をやっているのかということをもそれぞれ理解していただくための制度として、大いに今後とも展開を広めていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

●藤田議長 杉野議員。

●5番杉野議員 質問内容が(2)のほうまで入り込んでしまっているが、教育長に答弁をいただいておりますので、大変申しわけなく思いますけれども、改めて文部科学省が、この協議会に何を求めてきているのか。もしくは、求めてきているものがあったとしても、我が町ではこういうふうにしていくのだという気持ちがおありでしたら答弁いただきます。

●藤田議長 山本教育長。

●山本教育長 先ほどから御質問いただいている内容でございますが、経緯を改めて申し上げますと、本制度は、平成16年に地方教育行政に関する法律によって定められております。その後、29年に一部改正がされまして、従前は各学校単位でなければ学校運営協議会制度は運営できなかったわけなのですが、29年の改正後、中学校区を全体としたつながりの中で考えていくことも可能であるというようなことで、本町は、本町一つの学校運営協議会制度という形で各部会をそれぞれの学校に置いた中で運営を開始しております。

国が求めていることということでございますが、子どもたちを取り巻く環境、さまざま複雑化、多様化している中で、子どもたちに生きる力を育む上で、教職員のみならず、地域住民や保護者等の適切な支援を得ながら、学校運営の改善を図るため、学校と地域が組織的、継続的、かつ持続可能な地域との連携、協働体制を構築するというような意味合いを持ちながら、この学校運営協議会制度を全国津々浦々に広めようというのが国の考え方でございます。

なお、この29年度の改正に当たって、学校運営協議会制度が市町村教委の努力義務化という制度改正になっておりまして、そういう方向で、今までは置くことができるというような改正から、やや踏み込んだ法律改正になっておりますので、そのことを十分、参酌しながら、今年度より運営協議会制度を進めていくということになっているところでございます。

以上でございます。

●藤田議長 杉野議員。

●5番杉野議員 今の教育長の御答弁によりまして、この協議会制度を充実しながら、我が町の教育環境をよりよいものにしていきたいという決意のあらわれかというふうに思いますけれども、その中で、ここには通告で、(3)には教育長及び町長というふうには私は書かせていただいていたのですけれども、それが落ちておりまして、町長にも後ほど伺いますが、今この協議会制度、二十数名の方の会議によって進められているというふうにお話をいただきました。

皆様に、議長にお許しをいただいて、この資料を配らせていただいていると思いま

す。これは、過日の総務文教常任委員会所管事務調査において、豊頃小学校を訪問させていただいたときに、中村校長よりいただいた書類です。これは、中村校長先生が退職を間際にされて、今後の学校教育はこうあるべきでないのか、こういうふうにしてもらえればいいなという思いの中で、「最後のお願いです」の一番最後の欄に地域社会、学校、家庭を結ぶ、そのような——私がこれを読んで見た瞬間、高齢者に対して巡回している町の嘱託の職員さんがいらっしゃいますよね。お話を聞きに行って、安否を確認してと。そのぐらいの程度で構わないと思うけれども、学校教育現場にも、そういう人が欲しいのだという、校長先生の言葉が最後に載っています。

20人の協議会委員の皆さんも大切だとは思いますが、この校長先生の最後のお願いの最後の言葉、「地域、家庭、学校を結ぶ」。また今、学校教育の中で、教員の仕事が煩雑になり、家庭訪問もそれほど行われていないということがあつてあります。そういう中で、こういう機会だからこそ、このような方を我が町に置いて、この協議会、CS、コミュニティ・スクールの結び役として、連絡調整役として必要ではないのかという思いで、私は今般の質問をさせていただいております。

これが私の結論です。ありかなしか。まずは端的に、そこから伺います。

●藤田議長 山本教育長。

●山本教育長 ここに書いてあります学校訪問をいただいた際に、校長から出された一つの資料でございますが、校長の長い間の経験のもとに、それぞれ考えられ、さらには国の制度、学校教育を取り巻くさまざまな環境を踏まえた中で、校長がお話しになったかと思いますが、この内容はコミュニティ・スクール、いわゆる学校運営協議会そのものに対する地域とのつながりというような意味合いで校長は書かれているものというふうに私は考えておまして、余り広範な見守り云々というような、広範な意味合いで書かれているものではないかというふうに認識しております。

それで、既に先発で学校運営協議会制度を展開されている市町村教委等々の中には、学校と支援をいただく方々の連絡調整なり、あるいは学校のこんな支援があればいいのになというように、地域の中から掘り出していただくための役割を担うような方、いわゆるコーディネーター、学校運営協議会の中にコーディネーターという人材を置きながら、この活用の展開が図られているところも多くあります。

本町といたしましても、町長と十分協議を重ね、学校運営協議会の今後の熟議の過程を経て、必要性のあるものというような結論、方向性が出ることを踏まえながら、人員的配置については、町長と協議していきたいというふうに考えているところでもあります。

●5番杉野議員 町長いかがですか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 行政と教育現場とはちょっと違うかもしれませんが、私は文部科学省である程度、教育関係について厳しくというか、それぞれの統一した考え方をもち、北海道から沖縄まで同じような形で枠組みの中にはめさせようとしているのではないかというふうに思っております。

私は、本町だけ考えた場合、報徳のおしえを受け継ぐことを誇りとしておりまして、非常に子どもたちも素直でいい子ばかりです。余り教育現場から距離がある方々が、学校運営や子どもたちに必要以上に關心を持つことは、また逆に非常に問題も起きやすいと私は思っております。やはり、教育は教育現場の先生方、PTA、そして教育委員会で十分話し合いをしながらすべきであって、地域の方は關心を持ってもいいのですけれども、下校、登校の際の行動、安全・安心を見守る程度が、地域の方々の役割かなというふうに思っております。

このコミュニティ・スクールの内容を見ますと、学校運営のよしあしから、教員の運用まで口を出せるような形になっておりますが、私はこの問題については反対であります。できるだけ現場は現場の悩みがあって、現場で解決し、また全国の学校全部、学校運営が違いますから、その地域地域に応じた教育をすべきだというふうに考えております。

したがって、文部科学省で出されるものについては基本的には守りますけれども、その地域の学校教育に、私は依存すべきであるというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 杉野議員。

●5番杉野議員 まず、教育長の言われたこの中村校長の最後の言葉、これについては過日、直接お話を伺って、どのような思いのもとにこのようなことを書かれたのですかというふうに、直接伺いました。

教育長とは認識を異にしまして、校長先生は教職員OBであられ、地域の中の有識者であられ、学校と地域と家庭と結びつける、そういう方が、これからは教育現場、地域に必要なのです。だからこそ、こういうふうにかかせていただいたのですというふうにおっしゃっておいりましたので、その部分については教育長と意見を異にするというふうに認識をしていただきたいと思いますし、文部科学省は、CSマイスター、要するに、この学校運営協議会のもととなる法律に従って、各自治体に指導する立場の人を選り、各自治体に送り、講演をしたり、相談に乗ったりというようなことを、この法制化の中で行われております。実に、我が町も早い対応をされながら、町の広報紙に、PTAの研究会でこのCSマイスターのお話を伺っていることが町の広報にも載っております。

これはこれとして、今、町長がおっしゃられたとおりに、極端に入り込むのではな

くて、悩み、相談等々があるときに、教職員、家庭、地域に話のできる方が必要なのではないですかというふうに私はお尋ねをしております。それに対しての予算が云々かんぬんというよりも、我が町の子どもたちは、少ない中でも全道、全国へのスポーツでの足がかりをつかみながら頑張っているのは十分、承知しております。

ただし、校長先生とお話ししている中で、我が学校の立地は十勝川の流れるすぐそばにあって、いざ水害ということになったら、教育現場はスクールバスで避難していただくようになります。学校にスクールバスが集中して、子どもたちを避難させていただきます。ただし、中央区にお住まいのお年寄りや体の不自由な方たちが、それに一緒に乗れるような仕組みができていますかと話されたときに、私はあら、なるほどねと。そういうところから、地域、家庭、学校をつなぐような、そういう方が必要なのではないですかというふうに校長はおっしゃられておりました。なるほど、そのときになったら、スクールバスにそういう体の不自由な方、高齢者の方、率先して乗せるようにはなると思います。なるかもしれませんけれども、事前にそういう考えを持って、鎖のようにつなぐ方がいて、初めて行政と教育現場がつながって、安心・安全なまちづくりに進むのだらうというふうに、私は校長先生の話をもって思いました。そのことを思ったからこそ、本日ここで議長に時間をいただいて、お話をさせていただいております。

前向きに検討する、しないだけの一言でいいです。これで私の質問を終わります。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 ただいまの御意見、大変参考になりましたし、端的にスクールバスの問題等々におきましても、片方はゆっくり仕事をすればいいし、もう一方、生徒たちは決められた時間でそこまで到着しなければならないので、その現場現場、事情によって違うと思いますけれども、できるだけ一つを取っても、そういう方法で検討していきたいと思いますが、今言ったスクールバスにおじいちゃん、おばあちゃん方乗るということは、結構なことですが、ただ安全に学校に届けることも、やっぱり運転業務の一つですので、それらも総合的に判断し、できるところは積極的に考えていきたいというふうに思っております。

●藤田議長 杉野議員。

●5番杉野議員 以上で質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

●藤田議長 一般質問を続けます。

通告順番3、2番小笠原茂人議員。

●2番小笠原議員 本日の私の質問は、一昨年3月に全町民に発行されました総合防災ハンドブックでございますけれども、この中に津波のハザードマップ、また洪水の

ハザードマップがそれぞれ詳しく記されておりまして、本日の私の質問は、この豊頃町洪水ハザードマップから見る学校建築についてでございます。

現豊頃中学校校舎が築後45年が経過し、校舎老朽化に伴い、豊頃中学校改築等に関する計画に基づき、校舎建てかえの検討が進められていますが、建設予定の場所が十勝川氾濫時の洪水浸水区域であることから、次の点について伺います。

豊頃町洪水ハザードマップにおける洪水浸水地域に、新たな校舎建設を進める上での基本的な考え方について、町長に伺います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 本町の小中学校一貫教育については、今まで関係機関と数回にわたり協議をしてきております。今現在、中学校を小学校の位置に一貫教育の施設を建てる考えで進んでおります。

確かに、ハザードマップの危険な状態の水位から見て、そういった状態の場所でありまして、今御存じのとおり堤防はスーパー堤防ができておりまして、非常に安全・安心であります。しかし、災害はいつ来るかわかりませんので、それはそれなりの対応をしなければならないというふうに考えております。仮に今、学校を総合的な判断で、ほかの地域に移すということであったとしたら、そこに公営住宅もありますし、また農業協同組合の施設もありますし、しからばそういうものまで行政としては、どういう対応をするかもろもろ、学校だけ動かせばいいという問題でもないと考えております。

また、水害の場合はある程度、時間がありますので、危険な状態になれば適宜に子どもたちを避難させることも可能であります。

したがって、今、本町の総合計画の中で、今の中央区に学校建設することについては、これからは私としては考えは変わりませんし、そういった状況の中で、もしこれからの総合計画が根本的に見直すようなことがあっては、相当また時間がかかるというふうに思っております。そういった意味では、今後、十分な水害対策についても協議をしながら子どもたち、そして地域の方々が安心して暮らせるような地域づくりを進めることが大切かというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま町長の考えをお聞きいたしました。

そもそも、この計画については、本町における将来のあるべき学校教育環境の整備について、町総合教育会議において、町長が協議、検討を進め、後に豊頃町立学校校舎等建築検討委員会が設置され、そこから報告書として町長及び教育委員会に提出されたことから、具体的な計画として見えてきたものと私は認識しております。

しかしながら、検討委員会の報告書では、施設の建設位置については結論を出していないこととなっています。このたびの豊頃町立中学校改築等に関する計画では、建設位置については、豊頃小学校の敷地内に中学校を併設することを明確に示していることから、十勝川の堤防決壊における洪水災害時の危険性について、いわゆる議論されていたのかどうか。そのことについて、町長にお聞きいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私は以前から教育委員会等で、関係者等で一貫教育ということでありますので、施設が別々で一貫教育というのは非常に不便を期しておりますし、以前は水害の被害を被った場所ではありますが、今は完全なる住宅地になっておりますし、また先ほど言ったコミュニティ・スクールのように、今後は地域で子どもたちを守るという形でありますので、当然あの場所で中学校、小学校等々の建設は、私は決して危険な状態でないというふうに思っております。もし危険な状態であれば、先ほど申し上げましたとおり、子どもたちはもちろんのこと、一般の方、それから公営住宅等々についても当然、そういった危険な場所に建てることはいかないわけではありますが、そうなりますと、先ほども言いました根本的に考え方を変えなければならない。そういった意味では、私としては今の場所で、しっかりと地域で子どもを守ってもらう。また、雨量の多いとき、河川が氾濫されるようなときについては、事前にある程度、指示がありますので、それに基づいて子どもたちの避難、誘導をすべきだというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 抜本的な考え方ですとか、根本的な考え方については後の質問でさせていただきますけれども、まず、なぜ私がこんなに洪水災害にこだわり、心配するのかということをございますけれども、やはり私の生まれ育った地域や現在、豊頃小学校、中学校、中央区のある地域は、御存じのとおり十勝川の本流と旧河川の間であって、昭和30年代は洪水水害の歴史でありました。昭和40年代に入り、十勝川本流の堤防整備と旧河川の水門の整備が整ってきたため、洪水水害は減ってまいりました。さらに、昭和50年代に入り、強制排水施設の設備や堤防のかさ上げが增強され、現在の十勝川兩岸のスーパー堤防が我が町の中枢部の防護壁となっております。

しかし、時として大自然の猛威の前に、人間のつくったものがいかにもろいものであるかということ、毎年日本の国内どこかの自然災害で見せつけられるものですから、果たしてこの地域を、将来我が町の文教ゾーンとしてよいものなのか、学校を建設する場所、立地の議論が足りていないのではないかと私は思うわけなのですけれども、町長の御意見を伺います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私は、先輩たちがあの場所に学校を建設、公共施設を建設し、そしてあの地域が開けてきたわけですから、私は正解、正しいと思っております。

また今後、場所を移設する場合、仮にそういうような意見があった場合について、建物の移設のほかにグラウンド等々では、相当な大きな面積を有しますし、財政的にも大きな負担を必要といたします。

ただ、災害ですからいつ来るかわかりませんが、先ほど言ったとおり、今の堤防では約12メートル30センチから50センチくらいの水位でも、スーパー堤防ですので大丈夫だというような形で私たちは連絡を受けているわけでありまして。過日も相当な被害でしたけれども、堤防が壊れるというか、堤防から水が超えた例もありませんでした。ただ、問題は内水面の問題ですけれども、これは内水面ですからいたし方ないというふうに考えております。

先ほども言いましたとおり、水害の場合についてはある程度、時間が予測できますので、危険のない場所に子どもたちを移動すれば、私はそれである程度、生命等は守ることが可能だというふうに思っております。

今、小笠原議員がおっしゃるとおりに、動かせばいいのだ、別なところで検討すればいいのだという形ですけれども、その検討することはいいですけれども、それに付随したグラウンド、環境整備等々を考えると、そういった大きな場所と言いましようか、地域も本町についてはほとんど見当たらない状況であります。

したがって、限られたところで限られたものを安全につくらなければならないということですので、私は、現状が一番適切だというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 災害はないことにこしたことはないのですが、やはり町民の生命の安全、またそれぞれハード、ソフト面のことについても、やはりある程度、考慮しなければならない部分については考慮しなければならないのではないかなと私は思うわけですが、先ほど町長もおっしゃってございましたけれども、平成28年8月17日から31日までの2週間に4度の台風が、またこの台風の影響で道東を中心に記録的な大雨となり、十勝においても甚大な被害が発生いたしました。我が町においても、洪水浸水区域全域に避難指示が出され、平成初の町民避難生活となりましたが、ぎりぎりのところで大災害には至らず、水位低下とともに解除され、避難民も午後には帰宅することができました。

このとき町民が避難する場所は指定避難場所、指定緊急避難場所と言われるのですが、本来は各学校施設も避難場所として、大抵の自治体が使用をしております。我が

町においては、特に洪水災害では、現在地にある限り、小中学校を避難場所としては使用できません。防災上の見地に立って考えた場合、学校施設の全てをここのエリアに集中してよいものかどうか、特定の災害時のみ、地域住民の避難場所とすることだけで、果たしてよいものなのか。このことについて、町長に伺います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 先ほども申し上げましたとおり、高いところに建てることについては、もちろん安全性を確保するのはよろしいかと思いますが、しかし今、中学校、小学校があつた場所にあつて、それぞれ1カ所だけ高いところに建てるのと、次ももちろん高いところに建てるわけでありましてけれども、そういった場所も移動する場所がある程度、確保されたり、ある程度めどをつく話で論議は可能ですけれども、ただ高いところに移動したほうがよろしい、これは誰でももちろんそう思うわけでありましてけれども、現実的に考えた場合、本当にそういうものは可能かどうかと、私どもも考えたときに、今の場所が一番やっぱり適切、何回も先ほど言いましたけれども、水害についてはある程度、時間があつて、子どもたちの命を守ることは可能であります。ただ、先ほど御指摘のとおり、災害はどのような災害が来るかわかりませんが、現在の災害では、浸水があつても子どもたちの生命は守れることだと私は思っております。

したがいまして、あそこは地域の方に見守られながら、また関心を持ちながら子どもの教育をあつた場所ですべきだというふうに考えております。

したがいまして、現在の段階では、あつた場所から移動する考えはございません。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 なかなか押し問答になってくると言いますか、町長の考えが断固として変わらないことは理解いたしましたけれども、私はつい最近のことですけれども、とある週刊誌に、10月の末でしたか、いわゆるこの日本において、氾濫河川で一番危ないところはどこかというような15河川の記事が載っていた中において、それを見た方から、豊頃町はそういうところに学校を建築して大丈夫なのかというような心配もされたこともございまして、その部分に刺激されたのも相まって、それぞれ所管事務調査もあつたものですから、私もこのことについて、確認の意味で町長に再度確認しているわけです。

元の質問の中にもありましたけれども、次の質問として、もう一度町長にお聞きしたいと思いますけれども、豊頃中学校移転改築の方針が示された後、町民各位への情報発信と御意見掌握のため、現在パブリックコメントの実施中でありまして。公表された学校施設整備計画では、現在の豊頃小学校に併設する形で中学校を改築することと

なっておりますが、洪水浸水地域以外に文教ゾーンを再構築するなど、抜本的に見直す考え方や選択肢は、可能性としてはあるのかということ町長に、先ほどから問いただしていたわけなのですけれども、なかなか考え方が変わらないという状況の話も何度も聞いておりますので、まずこのパブリックコメントの募集日程が今月末日まで延期されたことから、町民の意見がどんな状況であるか、私もはかりかねております。豊頃町学校校舎等建築検討委員会の報告書では、建設位置については、あくまでもグレーゾーンになっているわけなのです。現在の立地条件以外の場所も選択肢に入れた案の必要性も、私はありだと考えております。

現実的に無理だという話は町長から何度も聞いているわけなのですけれども、教育委員会から提出のあった計画書の事業工程表では、パブリックコメント等を基本設計に反映するとなっておりますが、現在の計画に対して、学校建設の立地条件が望ましくない旨の意見が多かった場合には、再検討する考えがあるかどうか、再度、町長にお聞きいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今言ったパブリックコメント等については、教育委員会なので答弁をさせますが、先ほども言ったとおり、高いところに施設ということではありますが、できれば小笠原議員の考えている高いところを御指示いただければ、私どもも検討する余地があるかと思っておりますけれども、ただ漠然として高いところがいいのだということでは、なかなか我々としても検討しようがない。

それからもう一つ、あの地域については、子どもたち以外にも、非常に社会的立場の弱いお年寄りもたくさん住んでおります。そういう方々も、やはり行政としてはきちんと命を守る、安全を守る点からいきますので、そういった危険だから小学校があそこに建たない、中学校が建たないということであれば、行政としては、そういった公営住宅、公共施設、全て高いところに行かなければ理屈が合わないと言いましょいか、町民の生命、財産を守ることができませんので、私は先ほど何回も言っておりますけれども、水害の場合についてはある程度、時間がありますので、やはり避難をして難を逃れるのは適切かなというふうに思っております。

先ほど言いました、もし小笠原議員にそういう御意見があれば、我々に御示唆をしていただいて、また検討することも可能かなというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 山本教育長。

●山本教育長 パブリックコメントと言いますか、町民からの意見を募っているところでございますが、中には小笠原議員がおっしゃるように、やはり洪水対策、28年のときの危機的な状況等について心配される御意見も多々いただいているところでご

ざいます。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 教育長にも答弁いただきました。

本来、やはり豊頃町は洪水の歴史でございますから、まずこのことを考えないではいられないという状況もありますし、それぞれ当然、そういう浸水区域に新しいものをつくるということになると、やはり心配されている方も町民の中にいるわけです。

当初、あそこを中学校を核として、農協の施設も含めて、いわゆる豊頃町の一番平らなところに建物が集中してきている状況を考えますと、やはりなかなか難しいものがあるかというふうに私も思いますし、では先ほど町長が言われたとおり、代替地はどのようなのですかといったときに、では茂岩の高台でしかないでしょうと言うしか、私は言いようがありません。いわゆる福祉避難所も含めて、今、特養施設が上にありますから、下が浸水区域に全部なってしまったときには、やはり特養に関する関係のお年寄りの方たちは、高台の特養施設に避難するしかありませんし、そこが福祉避難所になってしまうのが事実です。ですから、僕は基本的には、そういう高台もあるのではないかというような考え方は持っておりますけれども、現実的ないろいろな関係の話を押つけられますと、なかなか難しい状況も確かに理解はします。

このたびの定例議会の初日の町長の行政報告の中に、姉妹都市相馬市への災害支援の報告がありましたが、いつ何どき、我が町に同様な洪水、浸水災害が降りかかるかわかりません。本当に、先ほど町長も言っておられましたけれども、災害は忘れたころにやってくるとことわざにはありますが、昨今の世界的異常気象が引き起こす気象災害は度を越えております。そのリスクが近いと考えるか、五十年に、また百年に一度と考えるかで対策も対応も違うと思いますが、いずれにしても備えあれば憂いなしです。過去の我が町の水害の歴史に学び、学校建設の立地について再度、検討されることを強く願ひまして、私の質問を終了いたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 大変、それぞれの考え方が違いますけれども、あくまでも浸水地域は、雨量によってはここにも水がたりますよというのが浸水区域でありまして、先ほど言いました災害はいつ来るかわかりませんが、ある程度スーパー堤防で地域住民が守られておりますので、私は現在の地域を高いところに、例えば茂岩の高台等々に移しても、ほかの施設が建たないし、面積も確保することは不可能であります。

したがって、私としては今の学校施設を今の場所で建設する考えが変わりませんので、よろしくお願ひ申し上げます。

●2番小笠原議員 終わります。

●藤田議長 これで一般質問を終わります。

11時20分まで休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時20分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 選挙第5号

●藤田議長 日程第3 選挙第5号豊頃町選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。

御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

豊頃町選挙管理委員には、小野木英毅氏、津久井精一氏、半谷徳辰氏、中村哲蔵氏、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を、豊頃町選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

●藤田議長 異議ありの発言がありました。

暫時休憩します。

午前11時21分 休憩

午前11時50分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま異議ありの発言がありましたので、選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

暫時休憩します。

(議 場 閉 鎖)

午前 11 時 50 分 休憩

午前 11 時 50 分 再開

●藤田議長 再開します。

ただいまの出席議員数は9名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番石田貢議員及び2番小笠原茂人議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配付)

●藤田議長 投票用紙の配付漏れはありますか。

(な し)

●藤田議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

●藤田議長 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、投票記載所において投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順番に投票願います。

点呼を命じます。

●中川事務局長 1番石田貢議員。2番小笠原茂人議員。3番坂口尚示議員。4番岩井明議員。5番杉野好行議員。6番大崎英樹議員。7番大谷友則議員。8番中村純也議員。9番藤田博規議員。

●藤田議長 投票漏れはありますか。

(な し)

●藤田議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから、開票を行います。

石田貢議員及び小笠原茂人議員は、開票の立ち会いをお願いします。

(石田貢議員及び小笠原茂人議員が開票の立ち会いを行う)

(開 票)

●藤田議長 選挙の結果を報告します。

投票総数 9 票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

有効投票 9 票、無効投票はゼロです。

有効投票のうち、津久井精一氏 4 票。小野木英毅氏 2 票。中村哲蔵氏 2 票。半谷徳辰氏 1 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、1 票です。

したがって、津久井精一氏、小野木英毅氏、中村哲蔵氏、半谷徳辰氏の 4 名が豊頃町選挙管理委員に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場出入り口の開錠)

◎ 選挙第 6 号

●藤田議長 日程第 4 選挙第 6 号豊頃町選挙管理委員補充員の選挙を行います。
お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。

御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

豊頃町選挙管理委員補充員には、前田マリ子氏、前田精一氏、山田隆信氏、鈴木茂氏、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を、豊頃町選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名した前田マリ子氏、前田精一氏、山田隆信氏、鈴木茂氏、以上の方が豊頃町選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。

補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、補充員の順序は、ただいま議長が指名したとおり、第1順位に前田マリ子氏、第2順位に前田精一氏、第3順位に山田隆信氏、第4順位に鈴木茂氏、以上のとおりの順序に決定しました。

暫時休憩します。

午後 0時07分 休憩

午後 0時08分 再開

●藤田議長 再開します。

次の日程に進みます。

◎ 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出

●藤田議長 日程第5 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とすることに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とすることに決定しました。

◎ 会期中の閉会

●藤田議長 日程第6 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。
御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎ 閉議宣告

●藤田議長 これで、本日の会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●藤田議長 これをもって、令和元年第4回豊頃町議会定例会を閉会します。

午後 0時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員